独立行政法人自動車事故対策機構の保有する情報の公開の実施に関する規程

平成１５年１０月１日
機 構 規 程 第 １ ３ 号

改正　　平成１７年２月２８日　平成１７年機構規程第　４号
改正　　平成１７年９月１５日　平成１７年機構規程（総務）第１２号
改正　　平成１８年３月２７日　平成１８年機構規程（企画）第　５号
改正　　平成２９年３月２３日　平成２９年機構規程（企画）第　５号
改正　　令和　元年６月２７日　令和　元年機構規程（企画）第１９号
改正　　令和　３年３月２２日　令和　３年機構規程（企画）第２１号
改正　　令和　５年９月　６日　令和　５年機構規程（企画）第１５号
改正　　令和　６年３月１２日　令和　６年機構規程（企画）第１７号

（目的）

第１条　この規程は、独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）において、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号。以下「法」という。）に定める法人文書の開示等を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語）

第２条　この規程において使用する用語は、法及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成１４年政令第１９９号。以下「施行令」という。）並びに独立行政法人自動車事故対策機構文書管理規程（平成２３年機構規程（総務）第６号）において使用する用語の例による。

（開示請求窓口）

第３条　機構に対する法第４条第１項に規定する開示請求書の提出先（以下「開示請求窓口」という。）は、別表第１に掲げるとおりとする。

（開示請求書等の様式）

第４条　機構の保有する情報の公開に係る開示請求書等は、それぞれ次の各号に掲げる様式を使用するものとする。

(1) 法第４条第１項及び施行令第４条に規定する開示請求書　第１号様式
(2) 法第４条第２項に規定する補正手続きを求める通知書　第２号様式
(3) 法第９条第１項及び施行令第５条に規定する開示決定に関する通知書　第３号様式
(4) 法第９条第２項に規定する不開示決定に関する通知書　第４号様式
(5) 法第１０条第２項に規定する開示決定等の期限の延長に関する通知書　第５号様式
(6) 法第１１条に規定する開示決定等の期限の特例規定の適用に関する通知書　第６号様式
(7) 法第１２条第１項前段に規定する開示請求に係る事案の他の独立行政法人等への移

送に関する書面　第７号様式

(8) 法第１２条第１項後段に規定する開示請求に係る事案の他の独立行政法人等への移送に関する開示請求者への通知書　第８号様式

(9) 法第１３条第１項前段に規定する開示請求に係る事案の行政機関の長への移送に関する書面　第９号様式

(10) 法第１３条第１項後段に規定する開示請求に係る事案の行政機関の長への移送に関する開示請求者への通知書　第１０号様式

(11) 法第１４条第１項及び施行令第６条に規定する第三者に対する意見書提出の機会付与に関する通知書　第１１号様式

(12) 法第１４条第２項及び施行令第７条に規定する第三者に対する意見書提出の機会付与に関する通知書　第１２号様式

(13) 法第１４条第１項及び第２項に規定する第三者の意見書　様式第１３号

(14) 法第１４条第３項に規定する第三者に対する開示決定に関する通知書　第１４号様式

(15) 法第１５条第３項並びに施行令第８条及び第９条第１項に規定する開示の実施方法等申告書　第１５号様式

(16) 法第１５条第３項並びに施行令第８条及び第９条第２項に規定する開示の実施方法等申告書　第１６号様式

(17) 法第１５条第５項及び施行令第１０条第１項に規定する更なる開示の申出書　第１７号様式

(18) 法第１８条第２項の規定に基づく情報公開･個人情報保護審査会に対する諮問　第１８号様式

(19) 法第１９条第１項に規定する異議申立人に対する通知書　第１９号様式

（法人文書の開示の実施方法）

第５条　次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

(1) 文書又は図画（次号から第４号まで又は第４項に該当するものを除く。）　当該文書又は図画（法第１５条第１項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第１号イに規定するもの）

(2) マイクロフィルム　当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格Ａ列１番（以下「Ａ１判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの

(3) 写真フィルム　当該写真フィルムを印画紙（縦８９ミリメートル、横１２７ミリメートルのもの又は縦２０３ミリメートル、横２５４ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの

(4) スライド（第５項に規定する場合におけるものを除く。次項第４号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したもの

２　次の各号に掲げる文書又は図画の法第１５条第１項の規定による開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 文書又は図画（次号から第４号まで又は第４項に該当するものを除く。）　次に掲げる方法（ロからハまでに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、機構がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）

イ　当該文書又は図画を複写機により日本産業規格Ａ列３番（以下「Ａ３判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（ロに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりＡ１判若しくは日本産業規格Ａ列２番（以下「Ａ２判」という。）の用紙に複写したものの交付（ロに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

ロ　当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ハ　当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格Ｘ６２２３に適合する幅９０ミリメートルのものに限る。以下同じ。）又は光ディスク（日本産業規格Ｘ０６０６及びＸ６２８１又はＸ６２４１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第３号ホにおいて同じ。）に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム　当該マイクロフィルムを日本産業規格Ａ列４番（以下「Ａ４判」という。）の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、Ａ１判、Ａ２判又はＡ３判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム　当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド　当該スライドを印画紙に印画したものの交付

３　次の各号に掲げる電磁的記録についての法第１５条第１項の種別、情報化の進展等を勘案して定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ（第５項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク　次に掲げる方法

イ　当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ　当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格Ｃ５５６８に適合する記録時間１２０分のものに限る。別表第２の５の項ロにおいて同じ。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク　次に掲げる方法

イ　当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ　当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格Ｃ５５８１に適合する記録時間１２０分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前２号、次号又は次項に該当するものを除く。）　次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ　当該電磁的記録をＡ３判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ　当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために

備え付けられているものに限る。別表第２の７の項ロにおいて同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴

ハ　当該電磁的記録をＡ３判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）

ニ　当該電磁的記録をＡ３判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

ホ　当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

(4) 電磁的記録（前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。）　次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ　前号イからハまでに掲げる方法

ロ　当該電磁的記録を幅１２．７ミリメートルのオープンリールテープ（日本産業規格Ｘ６１０３、Ｘ６１０４又はＸ６１０５に適合する長さ７３１．５２メートルのものに限る。別表第２の７の項チにおいて同じ。）に複写したものの交付

ハ　当該電磁的記録を幅１２．７ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格Ｘ６１２３、Ｘ６１３２若しくはＸ６１３５又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）１４８３３、１５８９５若しくは１５３０７に適合するものに限る。別表第２の７の項リにおいて同じ。）に複写したものの交付

ニ　当該電磁的記録を幅８ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格Ｘ６１４１若しくはＸ６１４２又は国際規格１５７５７に適合するものに限る。別表第２の７の項ヌにおいて同じ。）に複写したものの交付

ホ　当該電磁的記録を幅３．８１ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格Ｘ６１２７、Ｘ６１２９、Ｘ６１３０又はＸ６１３７に適合するものに限る。別表第２の７の項ルにおいて同じ。）に複写したものの交付

４　映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

５　スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

６　施行令第４条第２項に基づく文書又は図画についての閲覧又は交付の方法は、第１項から第５項まで（第３項を除く。）に定める方法とする。

（手数料の額等）

第６条　法第１７条第１項及び第２項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）　開示請求に係る法人文書一件につき３００円

(2) 開示実施手数料　開示を受ける行政文書一件につき、別表第２の上欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（法第１５条第５項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が３００円に達するまでは無料とし、３００円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が３００円を超えるときを除く。）は当該基本額から３００円を減じた額とする。

２　開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第１号の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第二号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

３　開示請求手数料又は開示実施手数料は、それぞれ開示請求書の提出若しくは法第１５条第３項又は第５項の規定による申出の際に現金又は定額小為替により納付しなければならない。

４　法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

（手数料の減免）

第７条　理事長は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求１件につき２，０００円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

２　前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第１５条第３項又は第５項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書（第２０号様式）を理事長に提出しなければならない。

３　前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１１条第１項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

４　理事長は、第２項の規定による申請書を受理したときは、速やかにその取扱いを決定し、当該決定を第２１号様式又は第２２号様式により申請者に通知しなければならない。

５　第１項の規定によるもののほか、理事長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

（公開情報閲覧室の設置等）
第８条　法第２２条第２項の規定に基づき、機構の諸活動についての国民の理解を深めるための施策の一環として、本部に公開情報閲覧室を設置する。
２　公開情報閲覧室には、機構が保有する文書その他の資料のうち国民生活に役立ち一般公開に適すると認められるものを登載した閲覧目録を据え置くものとする。
３　公開情報閲覧室においては、前項に規定する閲覧目録に登載されている文書その他の資料について、閲覧を希望する者の申出により、閲覧に供するものとする。
４　前３項に規定するもののほか、公開情報閲覧室の開設時間、閲覧手続きその他公開情報閲覧室の管理及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（開示請求審査基準）
第９条　開示請求に対する機構部内の審査基準については、行政機関における取扱いを斟酌して理事長が別に定めるところによる。

（実施に関し必要な事項）
第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附　則
この規程は、平成１５年１０月１日から施行する。
附　則（平成１７年２月２８日　機構規程第４号）
この規程は、平成１７年３月１日から施行する。
附　則（平成１７年９月１５日　機構規程（総務）第１２号）
この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。
附　則（平成１８年３月２７日　機構規程（企画）第　５号）
この規程は、平成１８年４月１日から施行する。
附　則（平成２９年３月２３日　機構規程（企画）第　５号）
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
附　則（令和元年６月２７日　機構規程（企画）第１９号）
この規程は、令和元年７月１日から施行する。
附 則（令和３年３月２２日 機構規程（企画）第２１号）
この規程は、令和３年４月１日から施行する。
附　則（令和５年９月６日　機構規程（企画）第１５号）
この規程は、令和５年１０月１日から施行する。
附 則（令和６年３月１２日 機構規程（企画）第１７号）
この規程は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（開示請求窓口）

開示請求窓口を置く組織	担当グループ等名
独立行政法人自動車事故対策機構　本部	企画・広報グループ
〃　　札幌主管支所	総務事務担当マネージャー
〃　　仙台主管支所	総務事務担当マネージャー
〃　　新潟主管支所	総務事務担当マネージャー
〃　　東京主管支所	総務事務担当マネージャー
〃　　名古屋主管支所	総務事務担当マネージャー
〃　　大阪主管支所	総務事務担当マネージャー
〃　　広島主管支所	総務事務担当マネージャー
〃　　高松主管支所	総務事務担当マネージャー
〃　　福岡主管支所	総務事務担当マネージャー

別表第２（開示実施手数料の額）

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
１　文書又は図画（２の項から４の項まで又は８の項に該当するものを除く。）	イ　閲覧	１００枚までごとにつき１００円
	ロ　撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	１枚につき１００円に１２枚までごとに７６０円

	ハ　複写機により用紙に複写したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙１枚につき１０円（Ａ２判については４０円、Ａ１判については８０円）
	ニ　複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙１枚につき２０円（Ａ２判については１４０円、Ａ１判については１８０円）
	ホ　撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	１枚につき１２０円（縦２０３㎜、横２５４㎜のものについては、５２０円）に１２枚までごとに７６０円を加えた額
	ヘ　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	１枚につき５０円に当該文書又は図画１枚ごとに１０円を加えた額
	ト　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ｘ０６０６及びＸ６２８１に適合する直径１２０㎜の光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	１枚につき１００円に当該文書又は図画１枚ごとに１０円を加えた額

	チ　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ｘ６２４１に適合する直径１２０㎜の光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	１枚につき１２０円に当該文書又は図画１枚ごとに１０円を加えた額
２　マイクロフィルム	イ　用紙に印刷したものの閲覧	用紙１枚につき１０円
	ロ　専用機器により映写したものの閲覧	１巻につき２９０円
	ハ　用紙に印刷したものの交付	用紙１枚につき８０円（Ａ３判については１４０円、Ａ２判については３７０円、Ａ１判については６９０円）
３　写真フィルム	イ　印画紙に印画したものの閲覧	１枚につき１０円
	ハ　印画紙に印画したものの交付	１枚につき３０円（縦２０３㎜、横２５４㎜のものについては、４３０円
４　スライド（９の項に該当するものを除く。）	イ　専用機器により映写したものの閲覧	１巻につき３９０円
	ロ　印画紙に印画したものの交付	１枚につき１００円（縦２０３㎜、横２５４㎜のものについては、１，３００円）

５　録音テープ（９の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ　専用機器により再生したものの聴取	１巻につき２９０円
	ロ　録音カセットテープに複写したものの交付	１巻につき４３０円
６　ビデオテープ又はビデオディスク	イ　専用機器により再生したものの視聴	１巻につき２９０円
	ロ　ビデオカセットテープに複写したものの交付	１巻につき５８０円
７　電磁的記録（５の項、６の項又は８の項に該当するものを除く。）	イ　用紙に出力したものの閲覧	用紙１００枚までごとにつき２００円
	ロ　専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	１ファイルにつき４１０円
	ハ　用紙に出力したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙１枚につき１０円
	ニ　用紙にカラーで出力したもの	用紙１枚につき２０円
	ホ　フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	１枚につき５０円に１ファイルごとに２１０円を加えた額

	へ　光ディスク（日本産業規格Ｘ０６０６及びＸ６２８１に適合する直径１２０㎜の光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	１枚につき１００円に１ファイルごとに２１０円を加えた額
	ト　光ディスク（日本産業規格Ｘ６２４１に適合する直径１２０㎜の光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	１枚につき１２０円に１ファイルごとに２１０円を加えた額
	チ　幅１２．７㎜のオープンリールテープに複写したものの交付	１巻につき７，０００円に１ファイルごとに２１０円を加えた額
	リ　幅１２．７㎜の磁気テープカートリッジに複写したものの交付	１巻につき８００円（日本産業規格Ｘ６１３５に適合するものについては２，５００円、国際規格１４８３３、１５８９５又は１５３０７に適合するものについてはそれぞれ８，６００円、１０，５００円又は１２，９００円）に１ファイルごとに２１０円を加えた額

	ヌ　幅８㎜の磁気テープカートリッジに複写したものの交付	１巻につき１，８００円（日本産業規格Ｘ６１４２に適合するものについて２，６００円、国際規格１５７５７に適合するものについては３，２００円）に１ファイルごとに２１０円を加えた額
	ル　幅３．８１㎜の磁気テープカートリッジに複写したものの交付	１巻につき５９０円（日本産業規格Ｘ６１２９、Ｘ６１３０又はＸ６１３７に適合するものについては、それぞれ８００円、１，３００円又は１７５０円）に１ファイルごとに２１０円を加えた額
８　映画フィルム	イ　専用機器により映写したものの視聴	１巻につき３９０円
	ロ　ビデオカセットテープに複写したものの交付	６，８００円（１６㎜映画フィルムについては１３，０００円、３５㎜映画フィルムについては１０，１００円）に記録時間１０分までごとに２，７５０円（１６㎜映画フィルムについては３，２００円、３５㎜映画フィルムについては２，６５０円）を加えた額
９　スライド及び録音テープ（第５条第５項に規定する場合におけるものに限る。）	イ　専用機器により再生したものの聴取	１巻につき６８０円
	ロ　ビデオカセットテープに複写したものの交付	５，２００円（スライド２０枚を超える場合にあっては、５，２００円にその超える枚数１枚につき１１０円を加えた額）
備考　１の項ハ若しくはニ、２の項ハ又は７の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を１枚として額を算定する。		

第１号様式

法人文書開示請求書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人自動車事故対策機構　理事長　　様

氏名又は名称：（法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名）

住所又は居所：（法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地）

〒　　TEL　　（　　）

連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第４条第１項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

１　請求する法人文書の名称等

（請求する法人文書が特定できるよう、法人文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

２　求める開示の実施方法（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに〇印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア　事務所における開示の実施を希望する。 〈実施の方法〉　①　閲覧　②　写しの交付　③　その他（　　） 〈実施の希望日〉 イ　写しの送付を希望する。

３　開示請求手数料（１件３００円）の納付方法

次に掲げる納付方法の中から、選択する方法の記号に〇印を付してください。

本請求書に添えて、 ア　現金により納付する。 イ　定額小為替により納付する。	（受付印）

※これより下の欄には記入しないでください。

担当グループ等	
備　考	

第１号様式別添

法人文書開示請求書記載に当たっての注意事項等

〈記載に当たっての注意事項〉

１　「氏名又は名称」「住所又は居所」

個人で開示請求する場合は、あなたの氏名、住所又は居所を、法人その他の団体の場合にあっては、その名称と代表者の氏名及び所在地を記載してください。

ここに記載された住所及び氏名により、開示請求決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入願います。

軽微な確認事項等についての連絡等を迅速に行う際に必要となりますので、差し支えなければ電話番号の記入もお願いします。

２　「連絡先」

連絡等を行う場合に、「氏名又は住所」欄に記載された本人と異なる方に行う必要があるときは、連絡担当者の氏名、住所を記載してください。電話番号についても差し支えなければ記入してください。

３　「請求する法人文書の名称等」

開示を請求する法人文書について、その名称、お知りになりたい情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。

４　「求める開示の実施方法等」

請求される法人文書について開示決定がなされた場合に、開示の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら記載してください。

なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。

〈開示請求手数料の納付について〉

開示請求を行う場合は、１件の法人文書について３００円を納付していただくこととなっています。

手数料の納付の方法は、現金又は定額小為替２種類ですので、この中から希望する納付方法を選択の上、本請求書に添えて納付してください。

なお、手数料が不足している場合や納付されない場合には、独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律第４条第２項に規定する「開示請求書の補正」に該当し、補正（納付）が完了するまでの期間は開示決定等の期限（開示請求があった日から３０日以内）には算入されませんのでご注意ください（補正に要した日数分、開示決定等の期限が延長されることとなります。）。

第２号様式

自対機○○第○○○号
令和　　年　　月　　日

（開示請求者氏名）　　様

独立行政法人自動車事故対策機構　理事長　　印

補　正　通　知　書

令和　　年　　月　　日付けで請求のありました法人文書開示請求書の記載事項に形式上の不備があったので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第４条第２項の規定に基づき、下記のとおり補正をお願いします。

なお、当該補正に要した日数は、開示決定等を行うべき期間に算入されないこととなっています。

記

１　補正箇所

２　補正理由

３　補正期限　　令和　　年　　月　　日までにお願いします。

窓口グループ等　○○○○○○○○○○○○○○○
電話　　（　　）

第３号様式

自対機○○第○○○号
令和　　年　　月　　日

法人文書開示決定通知書

（開示請求者氏名）　様

独立行政法人自動車事故対策機構　理事長　印

令和　　年　　月　　日付けで請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第９条第１項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

１　開示する法人文書の名称

２　不開示とした部分とその理由

＊　この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第６条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、独立行政法人自動車事故対策機構に対して異議申立てをすることができます。

３　開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等　＊同封の法人文書開示決定通知書に係る説明事項をお読みください。

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	法人文書の全体について開示の実施を受けた場合の基本額

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

(3) うちその写しを希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

＊　担当グループ等　○○○○○○○○○○○○○○○

電話　　（　　）

第３号様式別添

法人文書開示決定通知書に係る説明事項

１　「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から３０日以内に、同封した「法人文書の開示の実施方法申出書」に所要の開示実施手数料を納付して申出を行ってください。

開示の実施の方法は、３(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば１００頁ある文書について冒頭の１０頁のみ閲覧すること等）や部分ごとに異なる部分のみの開示を受けること（冒頭の１０頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧した上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から３０日以内に、別途「法人文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、３(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが「＊　担当グループ等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「法人文書の開示の実施方法等申請書」は開示を受ける希望日の〇日前には当方に届くようご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「法人文書の開示の実施方法申出書」にその旨を記載してください。

２　開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の算定方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合計額）を計算し、その額が３００円までは無料、３００円を超える場合は当該額から３００円を差し引いた額となります。

（例）

１５０頁ある法人文書を閲覧する場合：

１００枚までごとにつき１００円→基本額２００円→手数料は無料

１５０頁ある法人文書の写し（白黒コピー）の交付を受ける場合：

用紙１枚につき１０円→基本額１，５００円→手数料は１，２００円

１５０頁ある法人文書のうち１００頁を閲覧し、１０頁について写し（白黒コピー）の交付を受ける場合（残りの４０頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額１００円＋写しの交付による基本額１００円＝計２００円→手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求１件につき２，０００円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は「開示実施手数料減額(免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「法人文書の開示の実施方法等申出書」に現金又は相当額の郵便為替（定額小為替に限ります。）を添えて納付してください。

３　不開示部分に係る異議申立て

開示しないこととされた部分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第６条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に独立行政法人自動車事故対策機構に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。

４　開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨の「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示をうける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

５　担当グループ等

開示の実施の方法等、開示請求手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、ご不明な点がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

第４号様式

自対機○○第○○○号
令和　　年　　月　　日

法人文書不開示決定通知書

（開示請求者氏名）　様

独立行政法人自動車事故対策機構　理事長　印

令和　　年　　月　　日付けの法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第９条第２項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

１　不開示決定した法人文書の名称

２　不開示とした理由

＊　この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第６条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、独立行政法人自動車事故対策機構に対して異議申立てをすることができます。

＊　担当グループ等　○○○○○○○○○○○○○○○
　　電話　　（　　）

第５号様式

自対機○○第○○○号
令和　　年　　月　　日

開示決定等の期限の延長について（通知）

（開示請求者氏名）　様

独立行政法人自動車事故対策機構　理事長　印

令和　　年　　月　　日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第１０条第２項の規定に基づき、開示決定の期限を延長することとしましたので通知します。

記

１　開示請求のあった法人文書の名称

２　延長後の期間

３　延長の理由

＊　担当グループ等　○○○○○○○○○○○○○○○
　　電話　　（　　）

第６号様式

自対機○○第○○○号
令和　　年　　月　　日

開示決定等の期限の延長の特例規定の適用について（通知）

（開示請求者氏名）　様

独立行政法人自動車事故対策機構　理事長　印

令和　　年　　月　　日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第１１条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

記

１　開示請求のあった法人文書の名称等

２　法第１１条の規定（開示決定等の機転の特例）を適用することとした理由

３　開示決定等する期限
（　月　日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等を行う予定です。）
月　　日　（　）

＊　担当グループ等　○○○○○○○○○○○○○○○
電話　　（　　）

第７号様式

自対機○○第○○○号
令和　　年　　月　　日

（他の独立行政法人の長）　殿

独立行政法人自動車事故対策機構　理事長　印

開示請求に係る事案の移送について

令和　　年　　月　　日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する情報の開示に関する法律第１２条第１項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る法人文書名	開示請求書に記載されている法人文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、○○、○○及び○○に係る法人文書）
請求者等	氏　　名： 住　　所： 電話番号：
添付資料等名	・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・
備　　考	（複数の他の独立行政法人等の長又は行政機関の長に移送する場合には、その旨）

〈連絡先〉○○○○○○○○　（担当者名）
電　話　　（　　）
ＦＡＸ　　（　　）
E-mail

第８号様式

自対機○○第○○○号
令和　　年　　月　　日

（開示請求者氏名）　様

独立行政法人自動車事故対策機構　理事長　印

開示請求に係る事案の移送について（通知）

令和　　年　　月　　日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、独立行政法人等の保有する情報の開示に関する法律第１２条第１項の規定により、通知します。

記

開示請求に係る法人文書名	開示請求書に記載されている法人文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案にうち、○○、○○及び○○に係る法人文書）
移送年月日	令和　　年　　月　　日
移送先の独立行政法人等	独立行政法人等の長 （連絡先） 担当部課等名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
移送の理由	
備考	１　標記の移送した事案に係る開示決定等の実施は、移送先の独立行政法人等の長が行うことになります。 ２　複数の独立行政法人の長又は行政機関の長に移送が行われた場合（自らも開示決定等を行う場合を含む。）には、開示請求手数料の３００円の控除措置については、開示決定等が早く行われた　法人文書又は行政文書に係る開示実施手数料から順次控除措置を　取る旨を記載する。

＊　担当グループ等　○○○○○○○○○○○○○○○
　　電話　　（　　）

第９号様式

自対機○○第○○○号
令和　　年　　月　　日

（行政機関の長）　殿

独立行政法人自動車事故対策機構　理事長　印

開示請求に係る事案の移送について

令和　　年　　月　　日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する情報の開示に関する法律第１３条第１項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る法人文書名	（開示請求書に記載されている法人文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、○○、○○及び○○に係る法人文書））
請求者等	氏　　名： 住　　所： 電話番号：
添付資料等名	（・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・）
備　　考	（複数の行政機関の長又は他の独立行政法人等の長に移送する場合には、その旨）

〈連絡先〉○○○○○○○○　（担当者名）
電　話　（　　）
ＦＡＸ　（　　）
E-mail

第１０号様式

自対機○○第○○○号
令和　　年　　月　　日

（開示請求者氏名）　様

独立行政法人自動車事故対策機構　理事長　印

開示請求に係る事案の移送について（通知）

令和　　年　　月　　日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、独立行政法人等の保有する情報の開示に関する法律第１３条第１項の規定により、通知します。

記

開示請求に係る法人文書名	開示請求書に記載されている法人文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案にうち、○○、○○及び○○に係る法人文書）
移送年月日	令和　　年　　月　　日
移送先の行政機関の長	行政機関の長 （連絡先） 担当部課等名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
移送の理由	
備考	１　標記の移送した事案に係る開示決定等の実施は、移送先の行政機関の長が行うことになります。 ２　複数の独立行政法人の長又は行政機関の長に移送が行われた場合（自らも開示決定等を行う場合を含む。）には、開示請求手数料の３００円の控除措置については、開示決定等が早く行われた　法人文書又は行政文書に係る開示実施手数料から順次控除措置を　取る旨を記載する。

＊　担当グループ等　○○○○○○○○○○○○○○○
　　電話　　（　　）

第１１号様式

自対機○○第○○○号
令和　　年　　月　　日

法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

（　第　三　者　）　様

独立行政法人自動車事故対策機構　理事長　印

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第４条の規定に基づく開示請求があり、当該法人文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第１４条第１項の規定に基づき、ご意見を伺うこととなりました。

つきましては、当該法人文書を開示することにつきご意見があるときは、同封の「法人文書の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

１　開示請求のあった法人文書の名称

２　開示請求の年月日

３　上記法人文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容

４　意見書の提出先

５　意見書の提出期限
月　　日　（　）

＊　担当グループ等　○○○○○○○○○○○○○○○
電話　　（　　）

第１２号様式

自対機○○第○○○号
令和　　年　　月　　日

法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

（　第　三　者　）　様

独立行政法人自動車事故対策機構　理事長　印

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第４条の規定に基づく開示請求があり、開示決定を行いたいと考えております。

つきましては、同法第１４条第２項の規定に基づき、ご意見を伺いますので、当該法人文書を開示することにつきご意見があるときは、同封の「法人文書の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

１　開示請求のあった法人文書の名称

２　開示請求の年月日

３　法第１４条第２項第１号又は第２号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由

４　上記法人文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容

５　意見書の提出先

６　意見書の提出期限
月　　日　（　）

＊　担当グループ等　○○○○○○○○○○○○○○○
電話　　（　　）

第１３号様式

令和　　年　　月　　日

法人文書の開示に関する意見書

独立行政法人自動車事故対策機構　理事長　様

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

令和　　年　　月　　日付けで照会のあった下記の法人文書の開示について、次のとおり意見を提出します。

記

１　照会のあった法人文書の名称

２　意　　見

(1) 上記法人文書の開示による支障（不利益）の有無

(2) 支障（不利益）の具体的内容

＊　担当グループ等　○○○○○○○○○○○○○○○
　　電話　　（　　）

第１４号様式

自対機○○第○○○号
令和　　年　　月　　日

法人文書の開示決定について（通知）

（反対意見を提出した第三者）　様

独立行政法人自動車事故対策機構　理事長　印

（あなた、貴社等）から令和　　年　　月　　日付けで「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第１４条第３項の規定に基づき、通知します。

記

１　開示決定した法人文書の名称

２　開示することとした理由

３　開示を実施する日

＊　担当グループ等　○○○○○○○○○○○○○○○
　　電話　　（　　）

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第６条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、独立行政法人自動車事故対策機構に対して異議申立てをすることができます。

第１５号様式

令和　　年　　月　　日

法人文書の開示の実施方法等申出書

独立行政法人自動車事故対策機構　理事長　様

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第１５条第３項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

１　法人文書開示決定通知書の日付及び番号
（日付及び文書番号）

２　求める開示の実施の方法
下表から方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

法人文書の名称	種類・量	実　施　の　方　法	
		1	①全部 ②一部（　　）
		2	①全部 ②一部（　　）
		3	①全部 ②一部（　　）

３　開示の実施を希望する日

４　「写しの送付」の希望の有無　（有　　：同封する郵便切手の額　　円
分）

５　開示実施手数料：　　円

６　開示実施手数料の納付方法
次に掲げる納付方法の中から、選択する方法の記号に○印を付してください。

本申出書に添えて、 ア　現金により納付する。 イ　定額小為替により納付する。	（受付印）

＊　担当グループ等　○○○○○○○○○○○○○○○
電話　　（　　）

第１６号様式

令和　　年　　月　　日

法人文書の開示の実施方法等申出書

独立行政法人自動車事故対策機構　理事長　様

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

法人文書開示決定通知書（令和　　年　　月　　日付け自対機〇〇第〇〇〇号）により通知のありました法人文書について、既報のとおり開示を受けるので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第１５条第３項及び同施行令第９条第２項の規定に基づき、申出をします。

〇　開示実施手数料：　　円

〇　開示実施手数料の納付方法

次に掲げる納付方法の中から、選択する方法の記号に〇印を付してください。

本申出書に添えて、 ア　現金により納付する。 イ　定額小為替により納付する。	（受付印）

〇　写しの送付による場合：同封する郵便切手の額　　円分

＊　担当グループ等　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

電話　　（　　）

第１７号様式

令和　　年　　月　　日

法人文書の更なる開示の申出書

独立行政法人自動車事故対策機構　理事長　様

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第１５条第５項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

１　更なる開示を求める法人文書の名称

２　開示決定通知書の日付及び文書番号
（日付及び文書番号）
３　最初に開示を受けた日

４　更なる開示の方法
（事務所において開示の実施を受ける場合、その希望日）
（写しの送付を希望する場合は、その旨）
＊　法人文書の同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施方法を受けることはできません。
５　開示実施手数料：　　円

６　開示実施手数料の納付方法
次に掲げる納付方法の中から、選択する方法の記号に○印を付してください。

本申出書に添えて、 ア　現金により納付する。 イ　定額小為替により納付する。	（受付印）

第１８号様式

諮　　問　　書

自対機○○第○○○号
令和　　年　　月　　日

情報公開・個人情報保護審査会　　殿

独立行政法人自動車事故対策機構　理事長　印

ご独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第９条の規定に基づく開示決定について、別紙のとおり異議申立てがあったので、同法第１８条第２項の規定に基づき諮問します。

第１８号様式別紙

1　異議申立てに係る法人文書の名称	
2　異議申立てに係る開示決定等 （開示決定の種類） □　開示決定 □　部分開示決定 （該当不開示条項） □　不開示決定 （当該不開示条項）	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等した者 (3) 決定の概要
3　異議申立ての内容	(1) 異議申立て日 (2) 異議申立て人 (3) 異議申立ての趣旨
4　諮問の理由	
5　参加人等	
6　添付書類	①　法人文書開示請求書（写し） ②　法人文書開示決定通知書（写し） ③　異議申立書（写し） ④　理由説明書 ⑤　その他参考資料（第三者からの意見書等）

注１）　２の（開示決定等の種類）については、該当する開示決定等の□をチェックすること。また、部分開示決定又は不開示決定の場合は、該当不開示条項（法第５条各号、第８条又は文書不存在）を記載すること。

注２）　４の（諮問の理由）については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」、「全部開示とすることが妥当と考えるが、第三者の反対意見が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

第１９号様式

自対機○○第○○○号
令和　　年　　月　　日

（異議申立人等）　　様

独立行政法人自動車事故対策機構　理事長　印

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第９条の規定に基づく開示決定等に対する次の異議申立てについて、同法第１８条第２項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同法第１９条の規定に基づき通知します。

１　異議申立てに係る法人文書の名称	
２　異議申立てに係る開示決定等	
３　異議申立ての内容	(1) 異議申立て日 (2) 異議申立ての趣旨
４　諮問日・諮問番号	

注１）　２の「異議申立てに係る開示決定等」の欄については、開示決定等の日付・記号番号、開示決定した者、開示決定等の種類（開示決定、部分開示決定又は不開示決定）を記載すること。
注２）　４の「諮問番号」は、情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。

第２０号様式

令和　　年　　月　　日

開示実施手数料の減額（免除）申請書

独立行政法人自動車事故対策機構　理事長　様

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人自動車事故対策機構の保有する情報の公開に関する規程第８条第２項のの規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　開示決定のあった法人文書の名称等

（開示決定通知書の日付・文書番号：　　）

２　減額（免除）を求める額

３　減額（免除）を求める理由

①　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１１条第１項第　号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。

②　その他

（注）　①又は②のいずれかに○印を付してください。

①に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

第２１号様式

自対機○○第○○○号
令和　　年　　月　　日

開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

（開示請求者氏名）　様

独立行政法人自動車事故対策機構　理事長　印

令和　　年　　月　　日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請について、独立行政法人自動車事故対策機構の保有する情報の公開に関する規程第８条第１項の規定に基づき、下記のとおり減額（免除）することとしましたので通知します。

記

１　対象となる法人文書の名称と開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施方法：

２　開示実施手数料を減額（免除）する額

第２２号様式

自対機○○第○○○号
令和　　年　　月　　日

開示実施手数料の減額（免除）について

（開示請求者氏名）　様

独立行政法人自動車事故対策機構　理事長　印

令和　　年　　月　　日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第１７条第３項の規定により行政機関の規程を斟酌して定める減額（免除）理由に該当しませんので通知します。

記

１　対象となる法人文書の名称と開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施方法：

２　減額（免除）を求める開示実施手数料の額

３　減額（免除）が認められない理由等

（注）　開示の実施を受ける場合には、上記２の開示実施手数料の追納が必要です。